

ニウエ島の土地紛争を通して見た 血縁集団の動態

馬 場 優 子

1. はじめに

無涯の大洋に囲まれた有限の陸地、島嶼地域の人々は定められた面積の土地をどのように配分し、世代を超えてそれを受け継いでゆくのだろうか。また人口の変動にどのように対処しているのだろうか。

ヨーロッパ人到来以前のポリネシア島嶼社会における土地制度の特徴は、一言で言い表わすなら、^{リモニージ}出自集団による集団保有である。個人は帰属集団の保有地という枠内でのみ用益権が認められていた。外部社会から見ると実に複雑で曖昧模糊としたこの制度を、ヨーロッパ人は大いなる正義感と利益追求欲をもって「改革」的に再編成しようと努めた。変革に対応する土着の人々。しかしそれは新たな障害を惹起し、さらなる改変を要した。コロニアル期およびポスト・コロニアル期における土地制度の数次の改変は、地域的特性や植民地宗主国との政策の違いによって、島嶼国ごとに土地制度に若干の差異のある現状を作り出した。

本稿は、ニウエ島ではヨーロッパ人との接触前における土地制度がどのように変化し現在に至っているのか、その中で土地権取得もしくは確保のための条件として血縁もしくは出自の持つ意味がどのように変化しているのかについて、主に土地訴訟の記録および筆者の1998年8月に行なった現地調査によって得られた関連情報を基礎にして考察するものである。

まず「伝統的」「慣習的」「カスタム」などの概念をヨーロッパ人との接触との関連で規定しておかねばならない。歴史時代を「文字を用いて自民族もしくは他民族により記録されるようになった時代」とするならば、James Cook が第3回航海の時にRevolution号でこの島に到達した1774年をもってニウエ島は歴史時代に入ったと言えよう。この時ヨーロッパ人は島の3ヶ所で上陸を試みたが島民たちの猛攻撃に遭い、一歩も足跡を残すことなく島を離れている。次いで向ったトンガ諸島は住民たちに友好的に迎えられたので“Friendly Islands”と名付け、それに引き比べて対照的に荒々しく拒絶したニウエ島を“Savage Island”と命名したので、その後この名称がヨーロッパ人の記録の中で長らく使用されることになる。これを以てニウエ島の存在はヨーロッパ人に知られるところとなつたが、その後、50年以上もの間、この島に近づくヨーロッパ人はいなかつた。

2回目のヨーロッパ人による積極的接近は1830年代を迎えてからである。ロンドン伝道協会(London Missionary Society)は南太平洋各地に伝道の拠点を作るべく宣教師たちを派遣したが、そのひとりであるJohn Williamsがニウエ島に至り、上陸を敢行するも能わず、ニウエ人青年を2人誘拐してキリスト教に触れさせるべくサモアに連れ去った。その後、彼らや、サモアにいたニウ

工人をニウエ島に送り込み、宣教の足がかりにしようとしたが悉く失敗に終った。初めてヨーロッパ人の宣教師が島に定着して布教を開始したのは漸く1861年になってからであり、ニウエ島が本格的にヨーロッパ文明の影響を精神的にも物質的にもこうむるのはそれ以降のことである。

然るにその後さらに数十年間はキリスト教とヨーロッパ文明にさらされてニウエ社会は混乱と動態の中を突き進む。英國の伝道団の中央集権的権力に対抗して「王制」(patuiki system)の復活^①(ただしまもなく廃止)、宣教師・説教師というニュー・エリートの出現による平等主義社会の変質、内陸部で分散居住していた島民を布教上の利便さのために沿岸部に集住させ、今日の村落の原型が構成されるなど、次に来る本格的な社会制度改革への序章あるいは過渡期にあたるのがこの時代である。

1900年、島は英國の保護領となり、ついでその数ヶ月後の1901年、ニュージーランドの保護領となった。二十世紀への転換とともにニウエ島は〈コロニアル期〉を迎えたのである。この時代にニウエ島社会にいわゆる“カスタム”といわれる慣習的制度に代わるべきものとして近代的法制度が導入される。土地制度に関しても、コロニアル期以前、つまりヨーロッパ人との散発的な接触のあった時期およびそれに続く宣教師の時代までは基本的には“カスタム”が実行されていた。植民地下において初めて近代ヨーロッパ的視点から土地制度の「改革」が行われたのである。従ってそれ以前の土地制度は「伝統的慣習」と見なすことができる。

2. 伝統的土地保有制度

土地保有制度とは土地に関わる人々の権利と義務の総体を指す。それはその社会の権力構造に規定されるのみならず、当社会の人々の土地に関する文化的カテゴリーを反映していることは言うまでもない。

ニウエ島の人々にとり“土地”というものの持つ意味はきわめて重く、貴い。単なる生産手段でも棲み家のある場所でもない。商業資本の下では土地が生み出す産物や資源の価値が土地そのものの価値を上げるが、それとは無関係にニウエにおいては土地に高い価値が置かれている。いわば個人および集団の威信や自信、安心や誇りの源泉として、アイデンティティの核心に土地とのつながりが存するのである。ひとはどの村の、どのリネージュの、どの家族の人間か、ということが明確になって初めてこの社会では存在価値を發揮する。ひとの属性に言及する時にまず指摘されるのがそれらの事項である。そして村もリネージュも家族も、特定の土地との結びつきによって初めて存立しうるのである。

土地の質そのものは隆起サンゴ礁の島であるから全体として肥沃さに欠けており生産力が低く、貧弱な生産用具の故に余剰生産物も少なく、社会的にも周囲の他の島嶼社会——たとえばサモアやクック諸島、トンガ——のような階層化は生じなかった。島全体を統制するような権力の集中化は起こらず、面積260平方キロメートルという小さな孤島は土地をめぐって出自集団どうしが戦い合う状態がキリスト教の伝来の頃まで続いていた。この土地への渴望は今なお続いている。

ニウエ島の伝統的土地保有慣行においてはポリネシアの諸社会と共に個人所有の観念はない。
出自集団による保有^②である。

島の土地はすべてfonua(土地、胎盤の意)と呼ばれる境界の明確な区画に分かれ、それぞれに名称が付されている。土地保有単位である双系的出自集団(magafaoa)は必ずしも隣接しているわけではないいくつかのfonuaをおよそ半径1.5キロ以内の地域に持ち^③、集団の構成員はその一部を割り当てられて用益権を与えられる。用益権は彼(女)の配偶者および子ども(養子を含む)にまで

及ぶが、所有権とは異なり彼（女）が使用している限りでの権利であって個別的な占有権である。その権利は彼（女）の死後はその男女の子孫が継承することができる。割り当てられた土地の個別的占有権が失われ、リネージに返還されるのは、占有権保持者の死後、継承する子孫がいない場合とその土地が利用されなくなった場合である。土地の放棄後、その土地の占有権を失うまでの期間は定則があるわけではなく、当該リネージが全体として所有している土地の多寡やリネージの構成員数により差異がある。土地が少なくて成員数が多い場合は権利を失う時期はより早い^④。リネージは通常個々の構成員への割当地の他に未割当地を持っていて、そこへは構成員のだれもが狩猟・採集や薪集めに入り利用することができる^⑤。こうした土地を構成員の子どもが結婚した時に割当地として与えることもある。

出自集団 “magafaoa” は土地の人々が英語に置き換える時には “family” を使うが正確な訳語ではない。コンテクストによって現在の基本的単位集団である共住生活共同体、すなわち具体的には核家族を意味することもあり、ある特定の人物を共通の祖先 (*tupuna*) とする数世代にわたる子孫たちから成る集団を意味することもある。さらに集団ではなく、血縁関係を認識している範囲の人々を *magafaoa* と言うこともあり、きわめて幅広い意味範囲で使われる言葉である。*magafaoa* はこのように特定のレベルの集団を指すのではなく、ある時点で、ある状況下で利害を共通にしていると考えている血縁関係のある人々から成る集団であると言えよう^⑥。

双系出自システムの下では、理論的にはひとりの特定の祖先からの出自に遡る人々というカテゴリーは際限のない親族ネットワークを意味することになる。また個人にとって双系的な祖先の数は世代深度を深くとればとる程、倍増する。例えば10世代遡れば1000人以上の直系祖先に辿りつくのである。このように理論上は、個人は同時に多数の双系出自集団 *magafaoa* に帰属することになる。そして、そのような個人によって構成される集団はあり得ない。

しかし実際には出自以外に、どの土地に住み、どの土地を利用しているかという occupation の原則が働いて *magafaoa* を無限定性から救い、集団として機能することを可能にしている。すなわち当該 *magafaoa* の保有地を実際に利用して労働投資をし、その土地に居住するという条件が満たされて初めて当該集団の出身のものがその *magafaoa* の構成員として発言権を持つ。言い換えれば、個人は誰でも同時にいくつかの *magafaoa* に帰属することが可能であるが、それぞれの *magafaoa* における地位は異なるのである。

たとえば子どもは父親と母親を通してそれぞれの *magafaoa* に帰属し、その *magafaoa* の土地に対して用益権を請求する権利を有する。双処居住制を採っているので夫婦がどちらかの *magafaoa* の土地を選んで居住地とする。たとえば妻方の土地を選んで居住し、土地利用をしたとする。すると夫の実方の土地への権利は次第に弱くなり、子どもの代には権利をほとんど失いかける。子どもが後年、父方の *magafaoa* の土地に戻ろうとしても、潜在的権利は有しているが *magafaoa* が集団として承認しない限り権利の行使は困難である。このように個人はいくつかの *magafaoa* に権利をもつが、最も強い権利をもっているのは、居住し、利用している土地の保有団体である *magafaoa* である。*magafaoa* の集団としての全体性や均衡は、出自上資格を有する血縁者が出生、死、養入、養出、結婚、移民等によって世代ごとに参入したり権利を喪失したりすることによって維持されていると言える。

magafaoa の代表者は *pule magafaoa* (*pule* : ruler) という称号が与えられていた。通常は集団の最高齢の男性成員が就くが、より若い適格者がいれば彼が選ばれることもあるし、女が選ばれることもあった。親子世襲制ではない。また、選ばれても不適切な言動が多ければ *magafaoa* の人々に罷免され、別の人選ばれた^⑦。

pule magafaoa は対内的に土地の配分や利用について発言力をもち、戦争や友好、婚姻など他の

*magafaoa*との関係において対外的な代表者であった。ただし、*pule*が最終的な、かつ強い発言力を持つとは言え、集団の構成員の承諾は不可欠であり、集団の同意を得ずに事を運べば罷免されることもあったと言われる。

*magafaoa*は特定の人物を *tupuna*として彼（女）の子孫から構成されるが、人口の自然増加を前提とすると現存子孫の世代が下降するにつれてその規模は拡大する。その場合、*magafaoa*は分裂していくつかの下位単位の *magafaoa*となり、同時に上位単位 *magafaoa*の保有地は分割されて下位集団の保有地となる。このようにニウエ社会の出自集団 *magafaoa*は時間の経過とともに継起的に分岐し、それは保有地の分割と一致したものであった。

以上、伝統的土保有制度の全般的な様態を再構成したが、その裏付けとして、以下にプレ・コロニアル期の土地制度に関する唯一の実証的資料である Solomona Kalauniによる調査資料^⑤を用いてより詳細かつ具体的な土地慣行を示しておく。

Kalauniが調査対象とした *fonua*、Tufukiaは首都 Alofi の南部にある海岸線に沿ったほぼ4ヘクタールほどの土地である。1956年の調査時点でこの *fonua*は5つのブロックに分かれていた。5ブロックのうち、調査時点での保有者から系譜的に2世代通り得たもの2例、3世代は1例、4世代は1例、6世代通り得たものは1例であった。2世代前の保有者がニウエ島にキリスト教が伝来した頃に生まれた人々であるので、この調査資料は18世紀末から19世紀初頭以降の土地権継承方式を知る手掛りとなる。

この資料によると Tufukia land 全体で 24 の継承件数が記されており、そのうち、父親から子ども（養子も含む）への継承は 12 件、母親から子ども（養子を含む）へは 5 件であった。キヨーダイ（類別的キヨーダイも含む）間の継承は 3 件、その他の親族へは 2 件（父の父の姉妹の息子へ、養父の庶子の息子へ）、非親族へは 2 件（贈り物として、老齢時に面倒を見てもらったことへの謝礼として）であった。性別で見ると、男から男への継承は 6 件、男から女へは 5 件、男（父親）から息子・娘たち全員へは 1 件、女から男へは 3 件、女から女へは 2 件であった。ここから、父から息子へという父系継承への偏向は島の人々によって語られるほど明瞭な事実とは言えないことが分かる。また、継承者が選ばれる基準は出自のみならず、居住地、他に利用する土地、当該地への近接性、その他の土地の入手難易度、本人の貢献度等々、多岐にわたっており、決して単一の基準で決定されるものではなかった。

生存する最長老より数世代遡ったひとりの男性（あるいは女性）の祖先を *tupuna*として、その人物の子孫であることを根拠にして土地権を主張し、取得する。しかし時代を経るに従い、ひとりの *tupuna*から発したりネージがいくつかのサブ・リネージに枝分かれすると、枝分かれした集団の出发点である祖先に *tupuna*が移動する。リネージの分岐はそれぞれのリネージの保有地の分割を伴なし、新たに *tupuna*と見なした祖先を通して割譲された土地への権利を主張するようになる。それは、それ以前の過去の祖先や系譜上の事実を記憶の表面から追いやり、現在土地権が由来する源の祖先を起点とするリネージの、土地との関係における正統性を前面に出すことにはかならない。

彼らの「血縁」観念には注意を要する。Tufukia の例では土地継承の当事者はほとんどが血縁関係のある者どうしである。継承件数が全体で 24 のうち、親から息子もしくは娘へは 13 件、養子へは 4 件で計 17 件。その他、継承者となる子どもも養子もない場合にキヨーダイもしくはイトコへの継承が行われている。

養子は通常、養親のどちらか一方と血縁関係があり、そちらの継承者となることが可能である。血縁関係のない側の養親の土地権を継承することは許されず、また、両養親のリネージの外部からの

養取ではどちらの養親の継承者ともなり得ないと言われる。しかし、前述のようにリネージは時間の経過と共に *tupuna* が移動し、集団は分裂を繰り返してゆくのである。サブ・リネージ内の養取であれば問題はないが、同一リネージ分節の中の別のサブ・リネージからの養取の場合は養親の土地継承のさいに厳しい挑戦を受ける。しかも、より遠いサブ・リネージであるほど厳しくなる。だがそれには標準的な原則がある訳でもなく、養親にもそのキヨーダイにも実子がない場合はかなり遠いサブ・リネージからの養子であっても養親の土地権継承が認められるが、実子がいる場合は第1イトコからの養取ですら実子から挑戦を受けるので継承にクレームがつくことがある。Tufukia の例で養子へ土地権を譲渡したのは半数以上が生存実子がいない場合であった。血縁関係が近い、同リネージ内の養子が養親の権利を受け継ぐことができると言っても、実子の存否、またその数がひとつつの条件となるのである。

では土地継承権は血縁関係や出自を十分条件として確実に保障されるのだろうか。伝統的方式では長期にわたって当該土地に居住・利用しない場合は土地権は弱体化し、ついには権利を喪失したものと考えられる。Tufukia の例にはそのように考えられるケースがいくつか見られる。たとえば、

ア. 宣教師として長期にわたりニューギニアに滞在した後、ニウエに戻った男が父親から土地権を得ず、母の兄弟の息子とその息子から土地を得た。恐らく長期間、島を留守にしている間に彼の土地権は喪失し、誰かが彼の土地を占拠してしまったのだろう。彼の帰島によって *magafaoa* は彼の割当地をあらたに捻出したものと考えられる^⑩。

イ. サモア島に渡り、永住してしまった女。父親の土地は兄弟が継承した。仮に彼女がニウエに戻り土地を必要とすれば、兄弟か *magafaoa* が彼女に土地を譲っただろうが、帰島せずに数世代経ち、彼女の子孫が戻ってきた時にはリネージの承諾がなければ土地の利用権は得られなかつたと思われる^⑪。

従って結婚後、実方の土地を離れて配偶者方の土地を居住・労働に使用していれば、自然に実方の土地に対する権利は弱まり、そのリネージにおける発言力も弱まる。しかし、潜在的な土地請求権は消滅するわけではなく、配偶者と死別もしくは生別により実方に戻ってきた時にはリネージの人々の承諾を得て実方の土地利用権を手に入れることができるのである。

継承権の授受や長期にわたる不在期間の後に土地権を主張する時、出自あるいは血縁関係、使用的実績を根拠とするほかに、リネージの人々との人間関係が勘考される。友好的・協調的関係が樹立されていれば条件の多少の不備も看過されることもあり、逆に、非友好的であれば基準は一層厳しくなり、リネージ会議は排除的態度に傾く。土地権保有者に対して適切さを欠く態度・行動をとると、たとえ実子であっても継承権は低減されたり、与えられなかつたりするほどだ。Tufukia の例には明白なものは出現しなかつたがしばしば生ずることである。

特に老後や独居になった時に懇切に面倒を見た親族や非親族が土地継承に関して特別な恩恵をこうむることもある^⑫。ここで遺言が威力を發揮するのである。ニウエには、祖先の言い残した言葉を忠実に守らないと超自然的存在の制裁を受けるという信仰があり、それを守らなかつたために数々の災難に見舞われた島民の話がいくつも伝わっている。Kalauni も言うように、土地権が遺言によってリネージ構成員に授与されるなら良いが、外部の人に与えられる場合は相当大きなトラブルを惹き起こしたものと考えられる^⑬。

3. コロニアル期以降の土地保有制度

二十世紀を迎えると同時にニウエ島は植民地として近代国家の枠組の中に組み込まれてゆく。1900年、大英帝国の保護領となり、翌年、ニュージーランドの植民地となった。以後70年余を経て1974年、ニウエはニュージーランドとの自由連合下で独立国に転化する。この間をコロニアル期とする。

ニュージーランドの統治下でニウエは行政上、クック諸島の管轄に入れられた。1902年、クック諸島等法 (Cook and Other Islands Act) によりクック諸島に土地法廷が設置されるとニウエは法制的にもその管轄下に入った。

当時、ニュージーランドの植民地政府は南太平洋島嶼社会の土地制度の複雑さを簡素化し、土地の生産性向上を奨励する政策をとり始めていた。ポリネシアの伝統的土地制度は前述のように出自集団による保有制であり、個人所有制ではない。しかも純粹に一集団が特定の土地に対応した保有形態ではなく、リネージの継起的分裂に随伴して土地も分裂するが、どの土地に対しても下位分節集団のみならず上位の様々なレベルの集団が関わりを持ち続け、それぞれのレベルの集団が持つ権利や義務は異なる。たとえば最大の単位集団は大地域の統制と防衛、最小の集団はその中の比較的小さな区画の畠に関わる権利・義務を、中間の単位はその中間の土地区画に関わる権利・義務を持つというように。植民地政府は一区画に権利を保有する集団の数を減らして単純化し、権利の内容を限定的に規定し、記録しようとしたのである。

1902年にクック諸島等法によって土地に対する個人の土地権を認めた。それは出生によって発生し、伝統的な双系制に基づいて親から子へと継承される。慣習法上認められていた居住や土地利用の実績その他の排除要因は影をひそめ、いわば出自のみに忠実に従って個人の土地権が継承されることになった。双系出自制の中でも選系制から共系制へとここにおいて転換したのである。この法が実施されたクック諸島やニュージーランド・マオリの間では従って、世代が下るにつれてひとつの土地区画を共有する人数が限りなく増加し、当該地に対する一人当たりの権利は限りなく小さくなっていた。一区画を数百人で保有するなどの事態さえ生じている^⑩。だがニウエでは幸運にもこの法が完全実施されることにはなかった。

この法によってニウエにも土地法廷の設置が規定されたが、ニウエにおける土地紛争は實際にはニュージーランド人の弁務官が当法を指針として非公式に対処し、決裁していた。しかし、以前のように土地紛争が戦争によって調整されたり解決されたりすることがなくなったことと同時に、島内の村落間をつなぐ道路が次第に整備されてきて村落間の交流がより緊密化し、村外婚率が徐々に高まってきたことなどから、土地紛争は増加の一途を辿る。1941年、ついに島民たちは実効力を持つ法廷の開催を要求し始め、翌1942年に訴訟申請を受け付けることになった。しかし太平洋戦争勃発のため事態は急変する。戦時下のニュージーランド本国の事情で法廷開催は延期となり、弁務官による非公式の裁定が続行されることになった^⑪。

1953年にJ.M. McEwenが弁務官に就任すると事情が変化し始めた。学者肌のMcEwenはニウエの社会・文化に関心が深く、ニウエ語もこなし、島民たちに慕われた弁務官であったと言われる。加えて彼はポリネシア社会全般についても深い知識を持ち、1902年法がクック諸島やニュージーランド・マオリの間で惹き起した問題、すなわち双系出自制社会に厳密な出自原理のみに基づく土地制度を持ち込むことのもたらす弊害を知悉していたのである。彼はニウエに同じ失敗を繰り返させたくないと考えた。「幾世紀もかけて発展してきた社会慣習はいずれもそうだが、慣習的土地制度は

ポリネシアにおいてもうまく機能していて、深刻な土地紛争は稀だ。従って（ニウエでは）土地の測量や登記は現在は行わない方が良いのかもしれない」^⑩と言う。しかし将来、人口の自然増加が見込まれ、土地不足が生じた時に深刻な事態になることは必至なので放置しておくわけにもいかない^⑪、と述懐している。

McEwen はニウエ島の土地保有制の調査を早速計画し、島民の有識者を指名して慣習的土地慣行の実証的な調査を行わせた。Tufukia 調査はこの時の成果である。1960 年代には行政が土地制度の基礎的資料となる島民の家系図の収集・作成に力を入れた。一方、ニウエ島議会は現行の土地制度の問題点やその解決策を議論し続けた。こうした過程を経て結実したのが 1968 年にニュージーランド議会下院に提出された McEwen による *Report on Land Tenure in Niue* である。この報告書とともに下院に提出されたニウエ修正法案は翌 1969 年に通過した。いよいよニウエにおいて土地条令が施行され、土地法廷が正式に開かれることになった。

新しい土地制度の特徴のひとつは出自集団 *magafaoa* を基本的保有単位とし、かつ個人の土地権も保護することにした点である。1902 年施行のクック諸島等法により、個人土地権に転換する政策は前述のようにニウエでは完全には実施されず、依然としてほとんどの土地が *magafaoa* 保有下にあった^⑫が、新法は申請に基づき、*magafaoa* 所有としつつも個人の土地権を保護するという折衷的方法を採用した。

この新法の下では土地を測量した後にその土地区画の保有主体たる *magafaoa* を登記するよう奨励されているが、測量・登記は原則的には任意制なので、現在にいたるまで迅速に拡大しているとは云えない。しかし紛争を土地法廷に持ち込むには測量済みであることが前提であり、係争後の裁定は登記をもって終結するため、土地紛争の増大とともに土地の登記が進んだ。

特定の *fonua* ないしその一部の区画の土地権を登記するということは、土地権を持つ *magafaoa* を確定するということである。登記簿にはその *magafaoa* の *tupuna* と *leveki magafaoa* が明記されて保有権が確立する。*leveki magafaoa* とはある土地に保有権あるいは利害関係を持つ *magafaoa* の言うなれば管財人で、伝統的制度における *pule* に代わって *magafaoa* を代表する者である。親子世襲制ではなく、一族の中の最年長者（男・女）もしくは当該 *magafaoa* の土地や家系に詳しい者、社会的に著名な者が選ばれる。他の構成員に比べて発言権は強いが、突出した権力を持つ訳ではなく、*magafaoa* のスポーツ・パーソンあるいは世話役、調停役と言ったような役割である。この *leveki* とともに *magafaoa* の源となる *tupuna* を明記せねばならない。

伝統的制度の下では *tupuna* は固定していらず、時間の経過の中で生存子孫の世代が下がるに従い、下降移動する。また *tupuna* の子孫全員が自動的に彼（女）の土地に実質的な権利を持つリネージの成員になる訳ではない。出自はひとつの基準であり、他に居住や土地利用などの条件を満たさない者や、より遠いリネージ分節の者が継起的に排除されてゆくのである。*tupuna* が移動せず、出自のみを基準として帰属リネージが決定されるなら一つの土地の権利保有者は子孫世代が下がるほど膨大な数となる。そして贈与や戦争などに起因する土地の獲得、譲渡、喪失等が生じ、土地の再分配や調整が行われていたヨーロッパ人到来以前とは異なり、土地獲得のみ制度的に強化・保障されるようになった近代法の下では土地再分配の方法が用意されていない。いったん登録された *tupuna* の変更が容易か困難かは将来に向って未知数である。コロニアル期におけるニュージーランド政府の採用した土地政策が、当時はニウエにおいては徹底されなかったとは言え、今後、類似の状況に陥らないという保障はない。血縁関係・出自以外の基準として居住および土地利用の実績を導入することの検討が当然の如くに始まった。これに強い異議を唱えたのは島外への転出者、とりわけニュージーランド在留のニウエ人たちであった。

1950年代から西サモア、トンガ、クック諸島、タヒチ、ニューギニア等周辺の島嶼地域、なかんずく宗主国であるニュージーランドへの移民が増大し、1980年代後半にはピークを迎えた。この頃、島内ニウエ人人口二千人余に対してニュージーランド在留ニウエ人人口は約3倍であったと言われる。彼らは島の土地権を潜在的に保有したまま長期間島外に在留していた。

当時、ニウエでは農業生産力が低下し始め、それまでの輸出生産物——コブラ、バナナ、クムラ^⑧、ライム等——の輸出量が全般的に下っていた。植民地行政府は総合的な土地開発を行なって生産力を上げようとしたが、そのためには土地の所有者および境界線の確定、登録制度の実施等の土地改革が必要であった。1964年、ニウエ島議会は島の経済的発展を阻害している要因のひとつである不在者の土地権を整理するため、土地権確保の条件として出自のみならず居住・土地利用を重視し、20年以上島外に居住している者は自動的に島の土地権を失う、ただし、帰島の意志があれば *magafaoa* か親族がその権利を代替管理することによって権利を保持できる、という議案を提出した。

ニュージーランド在留ニウエ人たちは植民地体制下のニュージーランドの土地政策に準拠し、出自・血縁関係を土地権獲得と保持の条件として“20年不在”条項の撤回を強硬に主張したため、在島ニウエ人との間に激しい感情的対立が生じた。その理由は第1に将来、自分か子どもが帰島した時の経済的保障のためであり、第2に島の土地に対する権利を失うことによる心理的喪失感への恐れの故である。彼らにとって島の土地権を失うことは島とのつながりの喪失を意味し、民族としてのアイデンティティの弱体化をもたらすことになる。この件でニュージーランド在留ニウエ人の団結と闘争は実を結んだ。ひとつには彼らによる在島親族への仕送りがニウエ島社会全体の重要な財源であるという経済的貢献が彼らの主張を支持させたと考えられる。

“20年不在”条項は撤回されたが新法の下では出自・血縁関係が唯一の土地権確保の条件ではない。土地利用実績も重要な基準とされる。それは次節に呈示する法廷での論争において明らかとなろう。

4. 現代の土地紛争

現在、土地紛争の主な争点は土地権および境界線に関するもので、当事者間で解決できない場合に土地法廷に持ち込まれ、そこで最終的な判決を得る。通常は訴訟として扱われる前の段階で、土地法廷の登記官が非公式に当事者たちの仲裁を行ない、それが不首尾に終った時のみ、法廷での争いとなる。

法廷で訴訟の対象となる土地は測量され、登録された土地でなければならない。大半の土地がいまだに未登録なので法廷外で慣習にのっとって話し合いによって解決している紛争も多い。

法廷に出されると、まず数人のニウエ人土地委員で構成される地方法廷において審理を行ない、結論を出す。多くの場合、一方の側が委員の出した結論に満足せず、ニュージーランド人の首席判事が出席する高等法廷に控訴して闘う。首席判事は毎年4回出張ってきて、のべ数週間ニウエに滞在する巡回判事である。

土地法廷には——否、そもそもこの島嶼社会には——弁護士は存在せず、当事者の帰属するリネージュの *leveki* あるいは知識豊富な年配者——男女を問わず——がスポーツ・パーソンや証人となって出席し、陳述する。

以下、最近数年の間に土地法廷で争われた、ニウエ島の東海岸に位置する H 村における 2 件の土地紛争について考察してみよう^⑨。

〈VT 地区土地係争〉

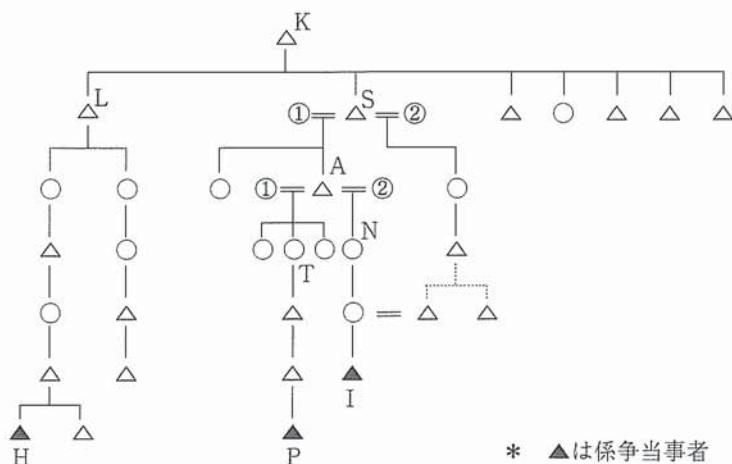
この地区はH村から遠回りの沿岸道路を通らず、ほぼ一直線に首都Alofiに出る道路に沿った内陸部にある*fonua*で、係争地であるVT *fonua*のこの区域は図1の中の第1世代であるKの2人の息子たち(LおよびS)の子孫によって使用されている。前述のように、世代が下るに従い血縁子孫の数そのものは増えるが、別方の親のリネージへの移転や婚出、移民として島外に出るなどによりKを*tupuna*とするリネージは急激な拡大を見せていない。VT 地区のこの地域は図1のI、H、Pがそれぞれ土地権を主張し、法廷に持ち込んだ。

本来焼畑粗放農業であるので、開墾、植付け、収穫という畠地利用をひとたび行なったあとは、少なくとも10年ほどはその土地を放置して地力の回復を待たねばならないので、土地権のある、先取されていない土地に移動して開墾から始める。そのように権利を持つ複数の個人またはその家族が畠地移動をさせつつ使用しており、ひとつの区域にいくつもの利害集団が関わっていることがある。その上、土地区画の境界は必ずしも常に明確で不变というわけではない。口頭で樹木などの境界標識を申し合わせたとしても長い年月のうちに朽ち果て、直ちに代替物を植えたり、置いたりすることをせずに更に年月が経ち、世代が代ってしまうこともある。子や孫の代まで双方の間で先祖たちの口頭協約が守られることは難しい。区画の境界線はこのように超世代的に確固として安定しているわけではない。また区域が重複しているようなケースもある。しかし彼らは相互の先取権を認めつつ、自らの耕地を確保して生計を成り立してきた。

Kの子孫達もそのような人々である。Hの両親が1964年、一家をあげてニュージーランドに移住したあと、Iと、折からニュージーランドより帰島したPの一家がH一家が使っていた土地を利用するようになった。そして約30年後、Hの若い息子が帰島して島に定住しようとした時に紛争は始まった。

現在の土地占取を理由にH一家のこの土地への参入を認めないPに対して、出自上の正統性を主張するH。話し合いで解決が不可能となったため法廷に持ち込まれた。土地法廷では全体でおよそ18ヘクタールのこの地区的三分の一に相当する区域の権利を請求するIに対して、PとHはおよそ四分の三にあたる同一地域を要求した。同一地域を請求した理由は、H一家がニュージーランドへ転出し

図 1



た後に入れ替わるようにP一家が帰島し、H一家の使っていた土地をそのまま使用するようになったからである。この*magafaoa*は過去においては明確な境界を設定せずに暗黙の了解に基づいて同一地区内を使い分けてきた。測量および登記を済ませていない他の*fonua*同様、特定の人物を*leveki*として登録していたわけではない。共通の祖先Kから継承したVT地区のこの地域をKの子孫たちがサブ・リネージに分裂することなく慣習に従って使用してきた。これも土地保有団体としての*magafaoa*による土地保有の一形態である。*leveki*を定め、集団的求心性のある*magafaoa*であれば、帰島して定着しようとする*magafaoa*のメンバーには*leveki*の采配により土地が割り当てられる。ところがこのVT地区の人々の関心はそれぞれの自己の土地権を法的に確保することにあった。

まず、それぞれが家系図を整理し、相互にKの血縁の子孫であることの確認が行われた。実質的にはほぼ了解されている事項なのだが形式を整えることが彼らにとり不可欠なのだ。加えて他村出身の土地委員や首席判事に出自上の正統性を示さねばならない。唯一、反対訊問で指摘された系譜上の問題点は、Pが実母の養妹に養出されていった事実である。しかしPは16才の頃、養家から実親のところに戻り、以後、実親と共に島で農耕に従事している。また仮に養出子の地位のままでいたとしても、この島の慣習では実親の土地権を請求する潜在的権利は持つ。この指摘は何らPを系譜的に不利な立場に導くものではなかったが、対立する側は排除理由のひとつとして言及したのである。養子は、慣習上、養家・実家双方の権利を継承する潜在的権利を持っているが、土地紛争において対立する側が自己を有利に導くために養入・養出を資格欠損の理由とすることがわかる。

三者はそれぞれ権利を請求している土地に関する自己の権利を防衛するとともに、他二者の権利を排除しようとする。この時に*tupuna*を系譜的に下降させる。Iは権利を請求している土地の*tupuna*をKではなくNであると主張し、PはTを、HはLを*tupuna*に掲げて争った。

土地法廷で判決の指標とされるのは第一に出自の正統性もしくは血縁関係の存在であり、次にoccupationが問題とされる。すなわち、その土地に住み、その土地に働きかけて労働投資をしてきたかどうかであり、その期間も重視される。この点をめぐって法廷では当事者たちが競ってoccupationの証拠およびその期間の長さをあげようとした。どこの土地を使っていたか、いつ（何年に）、何年から何年まで、（最後に）何を植え、いつ収穫し、その収穫物をどう処理したかを述べ、建てた小屋あるいは小屋の跡の位置、車用の小道、洞窟や墓、井戸、ココナツその他の樹木の位置等々、標識となるものへの知識が充分にあることを披瀝する。さらに、その周囲一帯の地域で誰が、いつごろ、どこに焼畑やプランテーションを作っていたか、など周辺地域に関する知識をも示して係争地との関わりの深さや強さを誇示する。

このVT地区の係争では3人（家族）の当事者が出自に関しては何ら問題がなく、また土地利用についても三者三様に超世代的に土地との実質的つながりがあることが認められた。そこで土地法廷は三者の土地利用に関する申し立てに従って係争地を6分割し、それぞれの区画の使用権を過去における利用度を考慮して三者に単独あるいは合同で配分する案を出した。その結果、Pはこの地区全体の約50%の土地に、HとIはそれぞれ25%ずつ利用する権利が与えられた。この後、Pはこれを不服として高等法廷に控訴したが棄却され、1993年から1994年にかけて約1年間にわたって行われたこの土地係争は不服を残しながらも一応の結着を見た。

この紛争の解決によって、それまで共通の祖先Kを*tupuna*とするリネージがVT地区に保有していた地域は6区画に細分化された。*tupuna*は系譜的に下降移動してN、T、Lと定められて登録され、I、P、Hを*leveki*として配分された土地に対する権利はそれぞれN、T、Lの子孫から成るサブ・リネージが請求権を持つことになった。土地の分割すなわち出自集団*magafaoa*の分裂がここに生じた

のである。

〈AN 地区土地係争〉

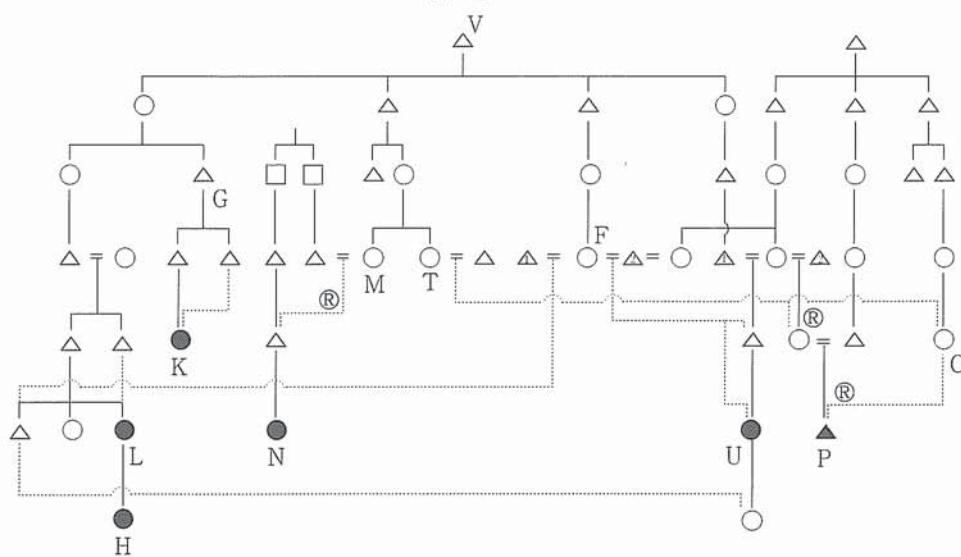
これも長年月ニュージーランドに移住していた家族が帰島して土地利用の均衡が崩れた事例である。その家族が島に戻ってみると、占有権があると思っていた土地が他の人々に使われており、話し合いで解決できないので使用を禁ずる訴訟を起した。係争の当事者は図2のL、K、N、U、Pである。

Lは1970年に島を離れてニュージーランドに渡った。二十数年後帰島すると、AN地区の自分の土地をPがココナツその他を植えて使ってだったので、「我々の土地から出て行ってほしい」と申し出たが聞き入れられないので当該土地使用禁止の訴訟を起こす。Pは、若い頃から両親とともに当の土地で働いてきた、と土地利用の証拠を以て反論した。

4ヶ月後、L・HがVを*tupuna*とするAN地区の権利登記を土地法廷に申請すると、Gを*tupuna*とするK、Vを*tupuna*とするN、Fを*tupuna*とするU、Tを*tupuna*とするPが反対した。双方の証人も出廷しての陳述が進行するにつれ、L・HとKとNは、当該地区は本来Vに属し、Vの血縁の子孫であるL・HとKとNに正当な権利がある、と主張してUとPをVの子孫のカテゴリーから閉め出した。これに対してPは*tupuna*であるTがVの子孫であることを訴え、*tupuna*のFがやはりVの子孫であるUとともにVの土地AN地区の正当な継承者であることを主張する。そしてAN地区の土地がすべてL・HとKとNのものであるという主張をするL等側に対して、AN地区の中のいくばくかは彼らの*tupuna*に割り当てられた土地であるから、その子孫であるUとPにも権利があると主張した。

UとPは主として土地利用の事実を以て闘った。Uは、その地で育ち、実父の養父母であるFとその2番目の夫に養取され、彼らが他界するまで彼らと生活を共にしたことをあげた。Pは、この地区で何年も働いており、LやHもそれを見ていて、一言も非難めいたことを言わなかつたので、長年月

図 2



* ▲●は係争当事者
* ◎は登録養子

その地を利用してきた。植えたココナツ150本が漸く実を付け始めたところなのに、いきなり出て行けと主張するのは理解し難い、と批判した。L側の申請人のひとりであるLの娘Hは、以前止めなかつたのはPが善い人だと思っていたからである。しかし、今、彼は我々の土地を奪い取ろうとしている、と非難した。そして我々こそこの土地の眞の血を継いでいる者なのだ。UとPは彼らが*tupuna*として掲げている我々の*magafaoa*のメンバーに養入してきた者の子どもであるから血縁関係はない、養入者にいったい何の権利があるというのだ、と攻撃した。しかも、UもUの実父も法的に有効な登録養子ではなく、Pの実母も養母も同じく（法的実効力のない）慣習上の養子だからVの土地の権利はない、と主張した。

原則的には、養入者は、土地権を持つ養親と同一リネージの出身であれば*magafaoa*内養子であるから実子と同じ権利を持つ、というのが人々の理解しているところであり、彼らの言説である。Uは、自身が土地権保有者のひとりであるLの亡兄とはFの養子どうしで（ただし、彼はFの最初の夫との間に養取された）養キヨーダイであり、自分の婚外庶子を彼が養取したことからしても我々は血のつながりがある。従って自分もVの血縁の子孫である、と反論した。それに対してしは、亡兄は生前、我々の土地をUに使わせるなどと言っていた、と死者の遺言を持ち出してきた。この場合、Uの血縁関係を根拠とした土地請求権については、UはL等と血縁関係はあるものの非常に遠く、リネージの一体性が失われて分裂し去った別のサブ・リネージの者と見なされ、L等のリネージの土地に権利はないと考えられたのである。

この場合のように遠い血縁者ではあるが分離したリネージに属する場合、土地を請求する権利があるか否かに定則はない。当該リネージの統合性および各事例ごとの人間関係の質——友好的・協力的か否かなど——によってそれに関わる人々が決定する。この事例ではUは排斥されたのである。

Pは実母および養母がL等のリネージの成員Tへ養取された。実母は法的手続きを伴った登録養子であったが、これをL等側は慣習法上の養子であって何ら法的拘束力はないとPを排除する方向に記憶を誤まらせている。登記簿によって正しく訂正された後も、Tの血縁者からの養子ではなく、Tの夫の側のリネージからの養取であるから——これも記憶上の誤解であるが——Tとは血縁関係がなく、Tの土地への請求権はないという慣習法の論理によって、その息子であるPにはTの土地権の請求は認められない、と主張した。

ところが奇妙なことに、この訴訟において原告のL・HやKと共同戦線を張っているNは、Tの姉（妹）のMが夫の血縁者から養取した者の娘である。非血縁者から養取した擬制的親族であるにもかかわらずNはLやKと同一リネージの者と見なされ、Pは排除されているわけだ。そこにもやはり当該*magafaoa*とどの様な友好的関係を築いてきたかという個々の人間関係が強く反映されていると見てよい。

土地法廷と首席判事はN、U、PともにVの子孫と見なし、AN地区を13の地域に分割して五者の請求を土地利用の実績に照して吟味した結果、Pにも5区、Uにも1区の権利を——ただしPの1区とUの1区はL、K、Nと共有——認め、足かけ3年にわたった訴訟に一応の決着を見たのである。

このようにして、Vを*tupuna*とするリネージ（*magafaoa*）はそれぞれF、T、G、Vをそれぞれ*tupuna*とするサブ・リネージ（*magafaoa*）に分裂し、*fonua* ANもそれぞれのサブ・リネージに分割された。そして相互に他のサブ・リネージを自己のサブ・リネージの土地から排除したのである。

以上見てきたように、一般に土地紛争において当事者はそれぞれが「私（たち）の土地」「私（たち）の土地権」を主張するが、この島嶼社会の土地保有制度の原則は共同保有地の先取権であるので、土地係争では当該土地区画の土地権の防衛者とそこへの侵入者の対立という構図を呈することになる。

土地の占有権を取得・確保する資格は、①血縁関係あるいは出自の正統性と②土地利用の実績だが、この二つは、両方の条件を充足していれば土地保有リネージ集団への帰属や編入が認められる、いわば包摂的な基準であるというよりも、むしろ、最低限の条件であって、さらにより具体的かつ詳細に吟味され、潜在的権利保有者を排除してゆくための基準であると言った方が良い。

例えば出自に関して言えば、養入子であっても眞の血縁関係がないと土地権授受の対象から除外され、血縁関係のある養子であっても遠い血縁あるいは分裂し去ったリネージからの養取であれば排除方向で処理する力が働く。また養出子が実親の土地権を継承することは慣習法上認められているものの、確固たる血縁関係の存在にもかかわらず、土地権防衛者はそれを難点として指摘する。リネージ内養子であれば登録されていようと慣習法上の養取であろうと日常生活のレベルでは何ら区別に意味がないが、土地権が関わってくると防衛者は厳然と区別して請求権拒絶の根拠として述べ立てる。このように人々は出自上のあらゆる問題点を排他的方向で利用する。

それに対して侵入者は一方で防衛者あるいはそのリネージとの出自関係や血縁関係を強調しつつ、他方で当該区画から他者の権利を排除するために*tupuna*を世代下降させる。

土地利用実績については、防衛側は侵入側の土地利用についてあらゆる角度から追求したうえ、その事実を認めても、死者の遺言を利用して拒絶したり、人間関係次第で排斥しようとしたりする。

これに対して土地法廷および首席判事の裁定は全般的に包摂的傾向がある。土地利用実績は証拠があれば認め、血縁関係には擬制的関係も含めるので、養子はリネージ内養子でなくとも、また血縁関係がなくとも、登録養子であれば出自集団の成員と認める。すなわち、集団の成員権授受においてより多くの人を包摂する傾きがある。この点で近代法と慣習法の間の折合いはまだ得られていないと言えよう。

ただし、包摂性と排斥性のコントラストのみに単純化させることは正しくない。法廷は実際の血縁関係の有無よりもむしろ登録された出自関係によってリネージの成員権を認定するのに対して、人々は、法廷の場では自己を有利に導くために相手のあらゆる難点をえぐり出すことがあるものの、日常生活における規範では、たとえ登録されていても非血縁の養子はリネージの土地権の世代を超えた継承からは排除され、非登録であってもリネージ内養子には継承権があると見なしている。本節で呈示した二つの土地係争には現われなかつたが、人々の間では非嫡出子も他方の親との血縁関係が明白な場合は継承権を持つと考えられているなど、出自よりもむしろ血縁関係に比重を置いていることを指摘しておきたい。

6. むすびにかえて

ヨーロッパ人との接触後、ヨーロッパ的法制度によってニウエ島の伝統的慣習が取り囲まれてゆく過程で、土地保有団体としてのリネージが土地制度の変化に対応して変化し、現在においてもなおヨーロッパ人のもたらした制度と彼らの慣習に根ざした制度との間に軋みが見られることを概観してきた。

プレ・コロニアル期には土地はリネージによる集団保有で、リネージの成員権獲得には血縁関係のみならず、居住や利用等土地に関する実績、それに人間関係の質を基準として決めていた。従って、リネージの構成は柔軟性に富み、資源の多寡に応じた集団編成が可能であった。

コロニアル期にヨーロッパ人によって導入された、権利・義務関係を明確化する登録制度の下で個人の土地権が強化された。しかも家系図の整備が進行するとともにリネージの成員資格として血縁関係が以前にも増して重視されるようになる。そこでは双系的な血縁・出自関係のある者全てが

リネージの成員権を獲得し、その占有地に権利を有するので、土地権を持つ者は世代が下るにつれて数を増し、土地権は細分化してゆく。だが、このシステムはニウエにおいては徹底されず、クック諸島やニュージーランドのマオリ族のこうむった経験は免れた。ニウエではほとんどの土地はリネージの保有地として存続した。しかし、血縁・出自関係の偏重は植民地政府の採った方針であり、居住地や利用する土地がどこであろうとも血縁・出自関係が実証されればいくつものリネージの保有地に土地権を獲得できるというシステムが持ち込まれた。この理論的帰結はそれぞれの土地の権利の細分化にはかならない。実際には土地区画の測量・登記がほとんど行われず、プレ・コロニアル期の慣習的土地制度が続いた。しかし、いったん土地紛争が起こればニュージーランド人の弁務官が血縁・出自関係を重視した裁定を行い、土地は個人名で登録されて法的実効力をもったので、ニウエ人の間で伝統的慣習に基づいて行っていた制度と血縁・出自関係偏重との不一致が混乱をもたらした。島外に移住したニウエ人の間に生じた動搖はそこに根があったのである。

コロニアル期の末期にニウエ独自につくられた土地制度は伝統的慣習とコロニアル期にニュージーランド人がつくり上げたものとの折衷的な制度であった。土地保有単位は出自集団 *magafaoa* とされ、その *tupuna* と *leveki* を決定し登録する。同時に個人の土地権も保護されることになった。*magafaoa* の成員たる条件には出自と土地利用の双方が重視されることになった。

問題は擬制的血縁関係の養子の扱いである。伝統的慣習の下では養子は原則としてリネージ内の縁組であったから実子と同じ権利が与えられても多くの場合不都合はなかった。だが登録制度によって、リネージの外部から、また非血縁者からの養子であっても登録された養子なら実子と同じ権利を法は保障するようになった。一方、人々にとっては養入した非血縁者が我が土地権を侵蝕するのは認め難い。土地紛争の時に必ず問題として出てくるのはこれの扱いである。しかし現在のところ法廷は多くの者に土地権が得られるようリネージの構成員資格に関しては包摂的態度をとっており、島民の大きな不満の種となっている。

リネージも分裂せず、土地も細分割しないきわめて稀な *magafaoa* を除いて、多くの *magafaoa* は土地紛争の後、*tupuna* を世代下降させてごく小規模のサブ・リネージに分裂する。その小集団が細分化された土地を保有するのだが、当面は問題はないとしても、数世代あとにはどうなるのであろうか。今後、寿命の長期化や乳幼児死亡率のより一層の低下によってニウエ人人口の自然増加が予測される。また、法廷の、リネージ構成員資格に対する包摂的傾向と相俟って、細分化された土地に対する土地権保有者の増大は避けられないであろう。そうなればクック諸島やニュージーランドのマオリ族におけるような土地問題がニウエ島においても発生しないとも限らない。やはり島外への移住は現実的な問題解決法のひとつであり続けるのではないだろうか。

註

- ① 過去における一時期、非世襲的王 (*patuiki* : chief of chiefs) が選出されたとの伝承がある。
- ② ポリネシア島嶼社会の伝統的土地制度においては近代的土地所有制とはシステムが異なる。区別するため「所有」に代えて「保有」を使う。
- ③ Crocombe 1977:21
- ④ Bissell 1965:34
- ⑤ McEwen 1968:10
- ⑥ Crocombe 1977:20
- ⑦ McEwen 1968:9
- ⑧ Kalauni 1956

- ⑨ Ibid.
- ⑩ Ibid.
- ⑪ Ibid.
- ⑫ Ibid. 1956:5
- ⑬ オークランド北部では2家族分くらいの土地が810人によって保有されていた。McEwen 1968: 8
- ⑭ Crocombe 1977:21
- ⑮ McEwen 1968:5
- ⑯ Ibid.
- ⑰ Crocombe 1977:21
- ⑱ マオリ語。サツマイモの一種。
- ⑲ Niue Land Courtの記録および当事者へのインタビューに基づく。

参考文献

- Acquaye, B. & R. Crocombe
 1987 *Land Tenure and Rural Productivity*. USP. Suva.
- Bissell, H.P.
 1965 *Niue Land: Land Use and Land Tenure in a Residual Economy*. A thesis submitted to the Graduate School of the University of Hawaii in Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Master of Arts in Geography.
- Chapman, T.M.
 1976 *The Decolonisation of Niue*. Victoria University Press and New Zealand Institute of International Affairs. Wellington.
- Crocombe, R.
 1960 "The Reconstruction of a Pre-contact Land Tenure System"
- Crocombe, R.
 1977 "Traditional and Colonial Tenure in Niue" (in) Kalauni, S. et als. *Land Tenure in Niue*.
-
- 1977 "Current Problems and Attempted Solutions" (in) Kalauni, S. et als. *Land Tenure in Niue*.
- Crocombe, R.
 1987 *Land Tenure in the Pacific*. USP. Suva.
- Kalauni, S.
 1956 *Enquiries as to Native Custom*. Transcript, Niue Land Committee, Alofi.
- Kalauni, S. et als.
 1977 *Land Tenure in Niue*. USP. Suva.
- Loeb, E.M.
 1926 *History and Traditions of Niue*. Bernice P. Bishop Museum. Bulletin No. 32.
- McEwen, J.M.
 1968 *Report on Land Tenure in Niue*. Presented to the House of Representatives by Leave.

- Wellington.
Niue Governmeut
1968 *Nive Amendment Act* 1968.
-
- 1982 *Niue : A History of the Island*. USP. Suva.
Niue Land Court Minute Book
Powles, G. & M. Pulea
1988 *Pacific Courts and Legal Systems*. USP. Suva.
Smith, S.P.
1983 *Niue : The Island and its People*. USP, Suva.
[Reprinted from *The Journal of the Polynesian Society* Vol. 11-12, 1902, 1903]